

富加町男女共同参画計画

男女共同参画社会の実現を目指して

平成26年3月策定
令和 2年3月改定

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の目指す男女共同参画社会のすがた	1
4 計画の期間	2
5 計画の基本理念	2
第2章 計画の内容	
基本目標 I 男女共同参画の意識づくり	3
基本目標 II 男女共同参画の社会づくり	11
基本目標 III 男女共同参画の生活づくり	15
第3章 計画の推進	
1 庁内推進体制の充実強化	17
2 町民、事業所、各種団体等との連携	17
3 国、県、近隣市町村との連携	17
参考	
数値目標一覧	18
資料	
男女共同参画に関する世界、日本、岐阜県の動き	22
男女共同参画社会基本法	27
第3次男女共同参画基本計画の体系	35
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	44
岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例	55

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に国において「男女共同参画社会基本法」が制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが官民あげて進められてきました。

男女共同参画社会とは、男性と女性のどちらかが優遇される社会ではなく、性別による差別を受けず、平等に自分らしく生きることのできる社会のことです。

「女性は結婚して子どもを持った方が良い」、「男性は結婚して一人前」といった性別による役割を固定的にとらえる意識や仕組みを無くし、男女がそれぞれ主体的で自由な生き方を選択できると普通に思えることがとても大切です。

国においては「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「第4次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、岐阜県においては「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」、「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」が策定され環境整備が進められています。

本町においては、住民と行政が協働して積極的に男女共同参画を推進していくよう、富加町男女共同参画計画を制定し、環境を整備します。

2 計画の役割

本計画は男女共同参画社会の実現を目指し、次の4つの役割を担います。

- (1) 行政と住民が共に進める地域づくりのガイドラインである「富加町第5次総合計画」の部門別計画であり、富加町における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (2) 富加町が目指す方向や目標を示すことにより、それが住民の理解と協力を促し、住民一人一人がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- (4) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけられるものです。

3 計画の目指す男女共同参画社会のすがた

男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を分かち合っているすがた。

家庭では

- ・「その人らしさ」を大切にし、ふれあいのある家庭が築かれているすがた。
- ・男性も女性も、おとなも子どもも、高齢者も家族の一員としての役割を担い、協力し合い、心豊かで充実して家庭生活を送っているすがた。
- ・男性も女性も共に家事、育児、介護などに責任を持ち、喜びと苦勞を分かち合っているすがた。

地域社会では

- ・地域におけるさまざまな企画、方針決定の場に、男性も女性も共に関わり、暮らしやすい活力ある地域づくりに貢献しているすがた。
- ・固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人一人の考え方や行動が尊重されているすがた。

職場では

- ・雇用機会や待遇などでの男女格差が解消され、男女が共に個性や能力、意欲などを十分に発揮して働いているすがた。
- ・男性も女性も育児休業や介護休業を支障なく取得し、社会的支援も受けながら、仕事と家庭生活を両立しているすがた。
- ・管理職など、方針決定の場に男女が対等に参画し、いきいきと活躍しているすがた。

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間とします。ただし、期間中において社会情勢の変化や計画の進行状況等に適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 計画の基本理念

ひと ひと

女性と男性がともに輝くまち とみか

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会をめざします。

第2章

計画の内容

【基本目標 I 男女共同参画の意識づくり】

男女共同参画社会の実現に向けて取り組めるように、分かりやすい広報・啓発活動や生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。

【重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し】

- ① 町広報誌等による広報・啓発の推進
- ② 女性団体への育成の支援
- ③ 男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し

【重点目標 2 男女共同参画教育・学習の推進】

- ① 地域での男女共同参画教育の推進
- ② 学校での男女共同参画教育の推進
- ③ 職員・教職員等への意識啓発
- ④ 人権教育の推進

【重点目標 3 女性の性と人権の尊重】

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発
- ② あらゆる暴力を許さない社会意識の啓発
- ③ 男女共同参画の視点による行政刊行物等の作成

【基本目標 II 男女共同参画の社会づくり】

女性の政策・方針決定過程の場への参加を進めるため、審議会等への女性委員の登用や職場などにおける適正な評価による積極的な女性の登用を推進します。

【重点目標 4 政策・方針の決定過程への女性の参画機会の拡大】（推進計画関係）

- ① 各種審議会等への女性の参画
- ② 町女性職員の管理職登用の促進
- ③ 各種審議会等への女性の参画状況、町女性職員の管理職登用状況の調査
- ④ 団体等の管理職への女性登用の啓発

【重点目標 5 働く環境の整備】（推進計画関係）

- ① 育児・介護休業制度の周知と活用促進
- ② 子育て・介護支援の充実
- ③ 女性のチャレンジ支援
- ④ 家族経営協定の周知

⑤ 多様な就業環境の整備促進

【基本目標 III 男女共同参画の生活づくり】

男女が共に社会の一員として、まちづくりや防災・災害対策など、さまざまな分野における地域づくりに積極的に参画できる環境の整備を進めます

【重点目標 6 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進】

- ① 家庭生活での男女共同参画の啓発
- ② 地域活動等への参加促進
- ③ 家庭・地域への男性の参加促進
- ④ 女性の地域リーダー育成の推進
- ⑤ 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【現状】

本来女性と男性は、その肉体的差異を除いては同一のものであり、ひとりの「ひと」として男女の区別無くその人の考え方や生き方が尊重されるべきものです。しかし、実際には「男らしさ、女らしさ」といった、社会的、文化的に形成された「社会的性別」により、男女のあり方が左右される場面がみられます。特に「男は仕事、女は家庭」といった男性と女性の役割を区別する考え方を「性別役割分担意識」と呼び、私たちはこれまでこうした意識を、社会や職場、家庭において制度化・習慣化し、意識の中で固定化することによって、親から子、地域から家庭へと受け継いできました。こうした性別役割分担意識は、女性の自由で主体的な生き方を束縛し、社会参加の機会を減少させるとともに、男性が家庭生活に関わる機会を失う要因となりました。

一般的に、「女性は結婚して子どもを持った方がよい」「男性は結婚して一人前である」という伝統的な意識は高齢者に多く、若い世代においては意識が低い傾向がみられます。また、男女の地位の平等感では「学校教育や法律制度」については平等意識が進んでいますが、「社会通念、習慣、しきたり」については男性が優遇されているという意識が残っています。

【課題】

あらゆる分野において、これまで受け入れられてきた固定的な性別役割分担意識等の社会制度・慣行の見直しと、男女が性別にとらわれずに自由に考え行動することのできる意識を形成する必要がある。

【施策の方向】

① 町広報誌等による広報・啓発の推進

町広報誌・ホームページや啓発用パンフレットなどを積極的に活用し、男女共同参画や多様な生き方を認める社会づくりなどについて啓発を行います。また、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動を継続的に展開します。

② 女性団体への支援

男女共同参画について学習、啓発活動を行う女性団体の結成を促し、活動拠点の確保を行うなど、活動を支援します。

③ 男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し

町行政施策の立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れ、既に策定済みのものについては見直しを行います。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策	担当課
①町広報誌等による広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識調査の実施、報告書作成 ・男女共同参画プランの広報 ・各種啓発パンフレットの収集と紹介 ・男女共同参画に関する記事の町広報誌の掲載 ・男女共同参画に関するページの町ホームページへの掲載 	総務課
②女性団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等で女性団体を募集、紹介とネットワーク化の推進 ・女性団体への活動場所の提供と積極的支援 	全 課
③男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し 	全 課

【数値目標】

項 目	現状値	目標値
広報とみかへの男女共同参画に関する特集記事掲載回数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)
社会全体で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	16.4%	22% (町設定) ※2

重点目標 2 男女共同参画教育・学習の推進

【現状】

人々の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成されており、容易には変えがたいものです。したがって、人権意識や男女共同参画意識の育成には、幼児・学童期及び中・高等学校期の教育の果たす役割が非常に重要なものであるといえます。しかし、一連の教育活動は無意識のうちに児童や生徒に伝えられていき、知らず知らずのうちに男女共同参画の形成を阻害する性別観念を身につけてしまう不都合な点もあると考えられます。「このような現状の問題点」に気づき、あらゆる場面で社会的性別の視点に立った教育・保育を行っていくことが必要です。

「学校教育における男女共同参画教育の推進」や「男性の家庭生活への参加を促すため、教育の場において、その必要性を教える」といったことが大切であると言えます。

*「隠れたカリキュラムの存在」：学校教育では一般的に男女平等が実現されていると言われていたが、教師の言動や教材、学校での生活環境や規則などの中には社会的性別に関わる偏りが潜んでいる場合がある。これは、子どもに直接教えられているわけではないが、価値観や行動に影響を与えていると言われています。

【課題】

社会全体への男女共同参画の啓発が必要である。また、現在中高等学校において男女にとられない教科指導が進められているが、一層の推進が必要である。さらに幼稚園や保育園など学童期よりも早い幼児教育・保育の時期において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いに相手の人格を尊重するという男女共同参画教育が必要である。また、そのための職員の学習を進める必要がある。

【施策の方向】

① 地域での男女共同参画学習の推進

男女共同参画に関する講座等の紹介を行い、学習機会を提供することで社会全体へ男女共同参画意識の啓発を行います。

② 学校での男女共同参画教育の推進

学校教育全体を通じて、「男女が互いに相手の人格を尊重する」という意識を身につけるなど、男女共同参画意識に基づいた教育を行うよう努めます。

③ 職員・教職員等への意識啓発

幼児教育、保育及び学校教育に携わる職員・教職員を対象として、男女共同参画意識に基づいた教育・保育ができるよう、指導力の充実と資質の向上をすすめるための学習機会の確保に努めます。また、男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図るための学習もあわせて行うよう努めます。

④ 人権教育の推進

人権教育を家庭、学校、地域において推進し、人権意識の高揚と差別解消に努めます。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策
①地域での男女共同参画学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌、ホームページ等による男女共同参画に関する講座等の紹介 ・社会教育事業における、男女共同参画社会への理解を深める事業の実施
②学校での男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や総合学習の場における、男女共同参画教育の強化 ・図書室等の男女共同参画関連蔵書の拡大
③職員・教職員等への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識に基づいた教育、保育のための職員の意識啓発 ・職員や教職員を対象とした男女共同参画概念を深めるための研修会の実施
④人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等における人権啓発による、男女平等意識の形成

【数値目標】

項目	現状値	目標値
町広報誌、ホームページ等での男女共同参画に関する講座の紹介 (平成25年度富加町の現状)	年3回	年3回 (町設定)
「男女共同参画社会」の認知度 (平成24年度県民意識調査)	62.5%	100% 国の目標値
職員や教職員を対象とした研修会 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)

重点目標 3 女性の性と人権の尊重

【現状】

人が生涯を通じて自立し、健康な生活を送るためには、自分自身で健康管理を行うことが重要です。特に女性は、身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて女性特有の健康上の問題に直面しがちです。しかし、家庭や職場、地域では女性の健康管理に対する認識が十分とは言えないことから、女性は様々な場面において不利益な扱いを受けることも少なくありません。また、女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するだけでなく、被害を受けた当事者を含めまわりの人々に対する深刻な影響を及ぼす社会的問題といえます。平成23年度に内閣府が行った調査によると、20歳以上の女性の3人に1人は、身体的暴力、性的暴力、精神的嫌がらせなどの被害を受けており、被害者の35%がけがや精神的不調を訴えていると報告されています。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康/権利」と訳され、リプロダクティブ・ヘルスとは女性の体は妊娠・出産の仕組みが備わっていることにより、生涯を通じて様々な女性特有の問題を心身に抱えている。これらの事柄において、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。子どもを産むかどうか、生むとすればいつ、何人産むかについて女性の自己決定権の尊重など、性生活や妊娠・出産等で差別や強制、暴力を受けないことをいいます。

【課題】

健康づくりを支援するための情報提供や相談指導体制の充実を図る必要がある。また、あらゆる暴力を許さない社会意識づくりに向け、暴力を誘引する有害環境の浄化や女性の性と人権を尊重する啓発・広報を推進するとともに、被害者の相談の対応体制の整備を図る必要がある。

【施策の方向】

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、その概念の周知を図るとともに、その重要性が認識されるよう町広報誌などを活用して啓発を行います。

② あらゆる暴力を許さない社会意識の啓発

セクハラやDV等の日常生活における「性暴力」が人権侵害であり犯罪であることの啓発を行い、女性の人権尊重に関する意識啓発を行うとともに、県の機関や警察等と連携を図り、相談施設及び相談窓口の周知に努めます。

③ 男女共同参画の視点による行政刊行物等の作成

町が作成する行政刊行物について、固定的な性別役割表現や不平等な表現がないかチェックし、男女共同参画の視点による行政刊行物等の作成に努めます。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの解説などについての町広報誌への掲載	総務課
②あらゆる暴力を許さない社会意識の啓発	・セクハラ、DV等の日常生活における「性暴力」が人権侵害であることについて特集記事の町広報誌などへの掲載 ・県や警察等と連携した人権尊重に関する意識啓発や相談体制の整備 ・町広報誌等への女性に関する相談施設や相談窓口の情報について掲載	総務課 〃 〃
③男女共同参画の視点による行政刊行物等の作成	・男女共同参画の視点に立った町広報誌や町の刊行物の作成	全 課

【数値目標】

項 目	現状値	目標値
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	3.8%	5.5% (町設定) ※4
広報誌へのセクハラ、DV等の特集記事掲載回数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)
DV防止法を知っている人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	41.2%	100.0% 国の目標値※3
DV相談窓口を知っている人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	28.0%	67.0% 国の目標値※3

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会づくり

重点目標4 政策・方針の決定過程への女性の参画機会の拡大（推進計画関係）

【現状】

女性が真に社会へ参加し、責任を果たしていくためには、女性が政策や方針の決定の場に参画することが求められています。しかし、現実には女性は政治・経済などの分野において参画が十分でない状況にあり、一方で活動の分野や関わり方に関係なくリーダーや役員などの指導的立場の多くが男性によって占められるなど、女性の社会的責任への十分な評価がされていない状況がみられます。

【課題】

これまで政策・方針決定過程への参画が進んでいなかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、男女共同参画社会を形成に資することを目指して、女性自身がさらに社会的責任の自覚の必要性を認識していくことを支援するとともに、女性はその能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進める必要がある。

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画

女性委員が存在しない各種審議会等（町が設置するものに限る）において、その解消を進め、令和5年度までに各種審議会等全体における女性委員比率がおおむね30%となるよう女性の登用を図ります。

② 町女性職員の管理職登用の促進

女性職員の指導者としての能力を向上させ、女性管理職登用の促進を図ります。また、すべての職員が町政に参画しその能力を十分に発揮できるよう、管理的立場への任用への意欲の醸成に努め、性別を問わない人材の活用・登用に努めます。

③ 各種審議会等への女性の参画状況、町女性職員の管理職登用状況の調査

各種審議会等への女性の参画状況、町女性職員の管理職登用状況を毎年調査公表し、改善が進まない審議会等へは積極的な女性登用を働きかけます。

④ 団体等の管理職への女性登用の啓発

雇用主や関係団体等に対して、男女雇用機会均等法など法制度の趣旨を周知するとともに、女性への公正な評価と女性管理職への登用拡大などを働きかけます。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策	担当課
①各種審議会等への女性の参画	・各種審議会等への積極的な女性の登用	全 課
②町女性職員の管理職登用の促進	・管理職登用のための指導者たる能力の開発 ・管理的立場への任用への意欲の醸成と、性別を問わない人材の活用・登用	総務課 〃
③各種審議会等への女性の参画状況、町女性職員の管理職登用状況の調査	・男女共同参画の視点での行政施策の立案 ・女性委員、町女性職員の登用状況を調査、公表及び、改善の働きかけ	総務課 〃
④団体の管理職等への女性登用の啓発	・広報誌等への女性の公正な評価や女性管理職の登用拡大策に関する記事の掲載	総務課

【数値目標】

項 目	現状値	目標値
各種審議会等における女性委員の比率 (平成25年度富加町の現状)	22.3%	30.0% 国の目標値※3

重点目標 5 働く環境の整備（推進計画関係）

【現状】

男女雇用機会均等法の改正等の法整備等により、職場における制度上の性差別については改善されつつあります。

しかし、女性の能力に対する偏見や誤った認識に基づく差別意識や雇用管理が、女性の就業意識を低下させたり、能力の発揮を阻害している実態は否定できません。また、家庭を持つ女性が就労する際には、「仕事と家庭の両立を迫られる」、「出産などによる就労の中断とその後の再就職難」など様々な課題があります。さらに、育児・介護休業法が平成21年度に改正されたものの、休業を取得するのは主に女性という傾向があります。

今では「女性が職業を持ち続ける」「持ち続けた方がよい」という考え方が主流であり、そのために「保育所、学童保育など子育て環境の整備充実」や「育児、介護休業制度の普及」が重要となっています。また、家族や夫の理解・協力が必要で、家事、育児、介護の分担により、女性に偏りがちな家庭内での負担を男女で分かち合うことが求められています。

【課題】

職業生活と家庭生活を両立させつつ、女性が安心して働き続けることができる就労環境の整備が必要である。また、事業主に対する法制度等の周知と遵守、各種制度利用に対する周囲の理解と協力、家族の協力体制、女性の再就職支援や職能訓練などの推進が不可欠である。

【施策の方向】

① 育児・介護休業制度の周知

雇用主に対して育児・介護休業制度への理解を働きかけるとともに、雇用主・被雇用者の両者に対して、男女がともに利用できる制度としての認知を広め、利用しやすい環境づくりを働きかけます。

② 子育て・介護支援の充実

各種育児支援サービスの拡充を図るとともに、学童保育等の多様な保育サービスを推進し、子育て支援の情報提供の充実を図ります。また、介護方法の助言や相談・指導、各種介護サービスの紹介・利用促進など、介護者に対する支援の充実を図ります。

③ 女性のチャレンジ支援

国や県が実施する資格取得制度や各種講習会等の周知を行い、活用の促進を図ります。

また、女性の再チャレンジを支援するために再就職支援制度の周知や雇用主への積極的な働きかけをおこないます。

④ 家族経営協定の周知

家族経営を行っている農家において、家族員一人一人が生きがいとやりがいを持てるように給料や休日などの就労条件、経営方針や営農計画などについての「家族経営協定」制度の啓発を行い、導入を支援します。

⑤ 多様な就業環境の整備促進

労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入、在宅勤務など、男女ともに家庭生活へ参画しやすい多様な就業条件の整備について雇用主に啓発します。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策	担当課
①育児・介護休業制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業制度について町広報誌等への掲載 ・県発行の啓発冊子等の活用と、育児・介護協業制度利用に対する理解と協力の呼びかけ 	総務課 //
②子育て・介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談や育児指導、育児サークル活動支援の充実と、情報提供の充実 ・乳児保育、延長保育、一時保育及び学童保育、託児サービスなど、多様な保育サービスの充実 ・健康相談・介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法の啓発など介護者に対する支援の充実 	教育課 福祉保健課 福祉保健課
③女性のチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）21世紀職業財団、ハローワーク等と連携した資格取得支援制度、再就職支援制度、各種講習会等の情報を町広報誌等へ掲載 ・雇用主等へ女性の積極的な再雇用について啓発 	産業環境課 総務課 産業環境課
④家族経営協定の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌等での家族経営協定の紹介 ・家族経営協定の導入指導 	産業環境課 //
⑤多様な就業環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と共同した、労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務などについて、雇用主への啓発 	総務課

【数値目標】

項目	現状値	目標値
家族経営協定締結農家数 (平成25年度富加町の現状)	6戸	8戸 産業環境課目標値

基本目標Ⅲ 男女共同参画の生活づくり

重点目標6 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進

【現状】

これまで男女共同参画に関する施策や啓発活動は、主に女性を対象としたものが中心でした。男女共同参画社会を形成する上で課題となっている固定的性別役割分担意識の解消には、女性のみでなく男性へのアプローチが重要です。

女性が男性と共に社会に進出するためには、家庭活動を男女が共に担う必要があります。しかし、日常化した残業や休日出勤により、男性の家庭活動への参加時間は極めて短く、大部分を女性が担っています。育児・介護に関しては、育児・介護休業法が平成21年に改正されたものの、男性の育児休業取得率は依然と低いのが現状です。地域活動においては、夫婦共同での役割を担っている家庭が主流となってきています。

【課題】

家庭生活が家族員みんなの協力の上に成り立っていることの再確認を行うとともに、家族員それぞれが自立意識を持って生活し、互いの人格を尊重することが必要である。くわえて、従来の仕事優先という意識から仕事・家庭生活・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男性の参画を促すのも必要である。また、地域活動等（ボランティア活動、NGO活動、NPO活動、PTA活動等）では、女性が活動しやすい環境づくりや性別に関わらないリーダーづくりを推進していくことが必要である。

【施策の方向】

① 家庭生活での男女共同参画の啓発

家庭生活が家族全員の協力なしでは成り立たないこと、男性の家庭生活への参加の重要性を啓発し、男性を対象とした料理教室、育児教室、介護教室などを開催し、男性の家事、育児、介護への参画を促します。育児・介護休業についても男性に向けた情報発信により、男性の参画を促します。

② 地域活動への参加促進

町広報誌等により地域活動の活動日時や活動内容について広報し、参加しやすい条件整備に努めます。また、地域活動には、男女が共同して参画することが求められていることから、性別に関わらないリーダーづくりを促していきます。

③ 家庭・地域への男性の参加促進

男性に対する男女共同参画のメリットを町広報誌などで紹介し、意識の向上を図ります。

④ 女性の地域リーダー育成の推進

地域は、家庭とともに人々にとってもっとも身近な暮らし場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域における男女共同参画社会の推進のた

めの女性リーダー等の人材育成を支援をします。

⑤ 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制に努めます。また、災害時における女性の負担集中に対する問題について、防災等の企画立案に女性の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮します。

【具体的施策】

施策の方向	具体的施策	担当課
①家庭生活での男女共同参画の啓発	・開催日時、場所などに配慮された男性対象の料理教室、育児教室、介護教室などの開催	教育課 福祉保健課
②地域活動への参加促進	・地域活動の開催情報、活動員の募集情報について、町広報誌、社協だよりへの掲載 ・開催日時、開催場所の工夫、託児サービスの整備など、誰もが参加しやすい条件整備について啓発	総務課 福祉保健課 〃
③家庭・地域への男性の参加促進	・男性の育児・介護に参加の意義や育児・介護休業に関する情報の提供 ・雇用主等に対する長時間労働の抑制やフレックスタイム制の導入、在宅勤務などについての啓発	総務課 〃
④女性の地域リーダー育成の推進	・男女共同参画を推進する女性の地域リーダー育成のための研修等の支援	総務課
⑤防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進	・女性の視点を取り入れた災害対応マニュアルの策定	総務課

【数値目標】

項目	現状値	目標値
男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室などの開催数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 ※
家事・育児・介護は全くしない男性の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	15.8%	14%以下 (町設定) ※5
地域活動に夫婦共同で参加している割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	42.5%	57.8% (町設定) ※6
家事を夫婦で共同して行っている家庭の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	17.1%	23.3% (町設定) ※7

※奥さんが寝たきりになった場合、男性も料理、介護が必要。社会福祉協議会

第3章

計画の推進

計画の推進

1 庁内推進体制の充実強化

あらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、施策を効果的に推進するための横断的な取り組みに向けた連携を図り、これまで以上に効率的なサービスが提供できる体制づくりに努めます。また、富加町自体が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指すことは、町内事業所等へ与える重要な影響と考えられるため、モデル職場として、男女がいきいきと働く職場づくりを進めます。

2 町民、事業所、各種団体等との連携

男女共同参画社会の形成は、行政の力のみで達成できるものではありません。町民一人一人の意識改革や行動が大きな力となります。そして、それらが連携し協力し合って進むことが求められます。相互の活動のネットワークが広がるように積極的な情報の提供や交換、活動の拠点づくりに努めます。

また、事業所や各種団体等は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの自主的な取り組みやあらゆる機会における積極的な協力を求めています。

3 国、県、近隣市町村との連携

国においては平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の策定など様々な施策が展開され、法整備が行われ、県においては「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」に沿った具体的な取り組みが進められています。また、富加町と美濃加茂市との定住自立圏協定では、他の加茂郡町村も含んだ形で具体的取組事業を展開されています。国県をはじめ、近隣自治体との情報交換や連携を進め、今後の町の取り組みに活用していきます。

参考

数值目標一覽

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

項目	現状値	目標値
広報とみかへの男女共同参画に関する特集記事掲載回数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)
社会全体で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	16.4%	22% (町設定) ※2

重点目標2 男女共同参画教育・学習の推進

項目	現状値	目標値
町広報誌、ホームページ等での男女共同参画に関する講座の紹介 (平成25年度富加町の現状)	年3回	年3回 (町設定)
「男女共同参画社会」の認知度 (平成24年度県民意識調査)	62.5%	100% 国の目標値※3
職員や教職員を対象とした研修会 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)

重点目標3 女性の性と人権の尊重

項目	現状値	目標値
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	3.8%	5.5% (町設定) ※4
広報誌へのセクハラ、DV等の特集記事掲載回数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 (町設定)
DV防止法を知っている人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	41.2%	100.0% 国の目標値※3
DV相談窓口を知っている人の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	28.0%	67.0% 国の目標値※3

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会づくり

重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

項目	現状値	目標値
各種審議会等における女性委員の比率 (平成25年度富加町の現状)	22.3%	30.0% 国の目標値※3

重点目標5 働く環境の整備

項目	現状値	目標値
家族経営協定締結農家数 (平成25年度富加町の現状)	6戸	8戸 産業環境課目標値

基本目標Ⅲ 男女共同参画の生活づくり

重点目標6 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進

項目	現状値	目標値
男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室などの開催数 (平成25年度富加町の現状)	年0回	年1回 ※1
家事・育児・介護は全くしない男性の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	15.8%	14%以下 (町設定) ※5
地域活動に夫婦共同で参加している割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	42.5%	57.8% (町設定) ※6
家事を夫婦で共同して行っている家庭の割合 (平成24年度富加町男女共同参画意識アンケートの結果)	17.1%	23.3% (町設定) ※7

※1 奥さんが寝たきりになった場合、男性も料理、介護が必要。 社会福祉協議会

※2 目標数値理由

岐阜県民意識調査においての社会全体としての男女の地位の平等感の伸率4.3%を用い、目標値を設定。(計算値22%)

H14 11.9%→H24 16.2%

※3 内閣府男女共同参画局の第3次男女共同参画基本計画の目標値です。

※4 目標数値理由

岐阜県民意識調査において「ドメスティックバイオレンス」の認知度が上昇した時の伸び率43.6%を用い、目標値を設定。(計算値5.5%)

H14 66.1%→H24 94.9%

※5 目標数値理由

岐阜県民意識調査において「家事・育児・介護は全くしない男性の割合」の伸び率△2.6%を用い、目標値を設定。（計算値14%）

H14 29.5%→H24 26.9%

※

6 目標数値理由

岐阜県民意識調査においての社会全体としての男女の地位の平等感の伸率4.3%を用い、目標値を設定。（計算値57.8%）

H14 11.9%→H24 16.2%

※7 目標数値理由

岐阜県民意識調査においての社会全体としての男女の地位の平等感の伸率4.3%を用い、目標値を設定。（計算値23.3%）

H14 11.9%→H24 16.2%

参考資料

- 1 男女共同参画に関する世界、日本、岐阜県の動き
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 第3次男女共同参画基本計画の体系
- 4 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

年	世界	日本	岐阜県
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年」 「国際婦人年世界会議」 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題企画推進会議」設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」始まる(～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> 民法の改正(離婚後の復氏制度) 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 民生部児童家庭課に「婦人問題担当」設置 「婦人問題連絡会議」設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 環境部県民生活課に「婦人問題担当」配置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人の10年中間年世界会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女性差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 民法の改正(配偶者の法定相続分引き上げ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 総務部青少年婦人課に「婦人問題担当」設置 「ぎふの女性」(現:はあもにい)発行開始
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する県民の意識調査」結果公表 「家庭生活における婦人地位向上に関する提言」
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の10年世界会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍法の改正(父母両血統主義の採用等) 「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(第3号被保険者制度導入) 「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 「新学習指導要領」告示(中学・高校で家庭科の男女共修) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の世紀21委員会」設置

年	世界	日本	岐阜県
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次改定)」策定	・「調査研究報告書」(女性の 世紀21委員会)
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「どう変わればいい女性と 男性県民意識調査」結果公表
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催 ・国連総会「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣言」 採択	・「パートタイム労働法」施行	・「男女共同参画社会を目指 しての提言」 ・総務部に「女性政策室」設 置
1994年 (平成6年)		・内閣に「男女共同参画推 進本部」設置 ・総理府に「男女共同参画 室・男女共同参画審議会」 設置	・「女と男のはあもにいプラ ンーぎふ女性行動計画ー」 策定 ・「ぎふ女性大学」第1期開 講
1995年 (平成7年)	・世界女性会議「北京宣言」 「行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業 制度)施行	・第1回「女と男のはあもにい フォーラム」開催
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年 プラン国内行動計画	
1997年 (平成9年)		・労働基準法改定(女子保護 規定撤廃) ・「男女雇用機会均等法」改 正(女子差別禁止、セクハラ 防止義務) ・「育児・介護休業法」改正 (深夜業制限)	
1999年 (平成11年)	・国連総会「女性に対する 暴力撤廃国際日」採択 (11月25日)	・「男女共同参画社会基本 法」施行	・「ぎふ男女共同参画プラン 」策定 ・組織再編により「地域県民 部男女共同参画課」を設置
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性20 00年会議」(政治宣言) (成果文書)採択	・「男女共同参画基本計画」 策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」施行	

年	世界	日本	岐阜県
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・内閣府男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力に関する調査」結果公表
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・組織改編により「地域県民部男女共同参画室」と名称変更 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」結果公表
2003年 (平成15年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共生大学」第1期開講 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」交付 ・「日本まんなか共和国女性サミット-2003岐阜-」開催
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力及び被害者保護に関する法律」改正(保護命令の対象範囲拡大) ・「育児・介護休業法」改正(対象労働者拡大・休業期間延長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県男女共同参画21世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第49回国連婦人の地委員会(北京+10)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジプラン」策定 	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の再チャレンジプラン」改定 ・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・組織改正により環境生活部男女参画青少年課に男女共同参画担当設置

年	世 界	日 本	岐 阜 県
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者の暴力及び被害者保護に関する法律」改正(禁止命令の行為拡大) ・「パートタイム労働法」改正(待遇改善等) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「日本まんなか共和国男女共同参画フォーラムー2007ぎふー」開催
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充・育児休業可能機関の延長等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」を一部改正 	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍促進と働き方改革を主要施策とする「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第2次)」策定
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法」が10年間延長される ・「女性活躍推進法」を公布、施行(事業主行動計画策定については平成28年4月1日施行) 10年間の時限立法 	

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会

的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者

以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

第3次男女共同参画基本計画の体系（平成22年12月17日閣議決定）

第1部 基本的な方針

1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ① 男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえたうえでの実効性あるアクション・プランとするため、具体的な数値目標やスケジュールを設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 府省横断的に取り組んでいる関連施策と連携を図り、固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指す。
- ③ 女子差別撤廃委員会の指摘事項を点検するとともに、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

3 今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 政治分野における女性の参画の拡大
 - ア 国の政治における女性の参画の拡大
 - イ 地方の政治における女性の参画の拡大
 - ウ 政治分野における男女共同参画の推進方策
- (2) 司法分野における女性の参画の拡大
 - ア 検察官における女性の参画の拡大
 - イ 裁判官における女性の参画の拡大
 - ウ 弁護士における女性の参画の拡大
- (3) 行政分野における女性の参画の拡大
 - ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ウ 行政分野における男女共同参画の推進方策

- (4) 雇用分野における女性の参画の拡大
 - ア 企業における女性の参画の拡大
 - イ 企業における男女共同参画の推進方策
- (5) その他の分野における女性の参画の拡大
 - ア その他の分野における女性の参画の拡大
 - イ その他の分野における男女共同参画の推進方策

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討
 - イ 税制の見直しの検討
 - ウ 社会保障制度の検討
 - エ 家族に関する法制の整備等
 - オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進
 - イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進
 - ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
- (3) 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
 - ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進
 - イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進
 - ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充
 - エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進
 - オ 政府職員の理解の促進等
- (4) 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供
 - ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施
 - イ 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実
 - ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討
 - エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- (1) 男性にとっての男女共同参画
 - ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
 - イ 企業における男性管理職等の意識啓発
 - ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善
 - エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援
 - オ 男女間における暴力の予防啓発の充実
 - カ 食育の推進
 - キ 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等

- ク その他の取組
- (2) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成
 - ア 教育による男女共同参画の理解の促進
 - イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進
 - ウ その他の取組
- (3) 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現
 - ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策
 - イ メディア・リテラシーの向上
 - ウ 児童ポルノ対策の推進
 - エ 児童買春対策の推進
 - オ 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進
 - カ 安心して親子が生活できる環境づくり
 - キ 社会全体で子どもを支える取組
 - ク その他の取組

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 男女間の賃金格差の解消
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
- (2) 非正規雇用における雇用環境の整備
 - ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
 - イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進
 - ウ パートタイム労働対策の総合的な推進
 - エ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- (3) ポジティブ・アクションの推進
- (4) 女性の能力発揮促進のための支援
 - ア 女性の活躍事例の発信
 - イ 在職中の女性に対する能力開発等の支援
- (5) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - ア 再就職に向けた支援
 - イ 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進
 - ウ 女性起業家に対する支援
 - エ 雇用・起業以外の就業環境の整備等
 - オ 社会制度に関する検討
- (6) 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
 - ア 女性の継続就業のための環境整備
 - イ 企業の取組に対する支援
 - ウ その他の取組
- (7) 女性の活躍による経済社会の活性化

- ア 女性の能力発揮促進のための支援
- イ 女性の継続就業及び再就職に対する支援
- ウ 女性起業家に対する支援
- エ 家族従業者の就業環境の整備等

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- (1) 仕事と生活の調和の実現
 - ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
 - イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進
 - エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
 - ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実
 - イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実
- (3) 働く男女の健康管理対策の推進
 - ア メンタルヘルスの確保
 - イ 女性労働者の母性保護及び母性健康管理
 - ウ 妊娠・出産する女性の就業機会確保

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- (1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 意識と行動の変革
 - イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - ア 女性の経済的地位の向上
 - イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備
- (3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - ア 快適に働くための条件整備
 - イ 高齢化の進展への対応

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- (1) セーフティネットの機能の強化
 - ア 社会保険の適用拡大の検討
 - イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立
 - ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究
- (2) 雇用・就業の安定に向けた課題
- (3) 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
 - ア ひとり親家庭等に対する支援の推進
 - イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組
- (4) 男女の自立に向けた力を高める取組

- ア 若年期の自立支援の充実
- イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実
- ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援
 - イ 高齢男女の生活自立支援
 - ウ 良質な医療・介護基盤の構築等
 - エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等
 - オ 高齢者の貧困等生活上の困難への対応
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境の整備
 - ア 総合的な障害者施策の推進
 - イ 障害者の自立を容易にするための環境整備
 - ウ 雇用・就労の促進
- (3) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
 - イ 相談しやすい体制等の整備
 - ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
 - エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - オ 女性に対する暴力に関する調査研究等
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援
 - エ 関連する問題への対応
- (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処等
 - イ 被害者への支援・配慮等
 - ウ 加害者に関する対策の推進等
 - エ 啓発活動の推進
- (4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
 - ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
 - イ 児童ポルノ対策の推進
 - ウ 児童買春対策の推進
 - エ 広報啓発の推進
- (5) 売買春への対策の推進

- ア 売買春の根絶に向けた対策の推進
- イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援
- (6) 人身取引対策の推進
 - ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進
- (7) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (8) メディアにおける性・暴力表現への対応
 - ア 広報啓発の推進
 - イ 流通防止対策の推進等
 - ウ 調査研究等

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進
 - ア 健康寿命の更なる延伸
 - イ 地域における医療体制の整備
 - ウ 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進
 - エ 女性の健康づくり支援
 - オ 男性の健康づくり支援
 - カ 食育の推進
 - キ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
 - ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減
 - イ 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実
 - ウ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等
 - エ 不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備
 - オ 人工妊娠中絶の心身への影響についての知識等の普及
 - カ 性に関する指導の実施と科学的な知識の普及
 - キ 人工妊娠中絶・生殖補助医療について
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ① HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進
 - ア 予防から治療までの総合的な対策の推進
 - イ 学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進
 - ② 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
 - ア 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶
 - イ 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実
 - ウ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供

- エ 受動喫煙の防止
- (4) 性差に応じた健康支援の推進
- (5) 医療分野における女性の参画の拡大
 - ア 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援
 - イ 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備
 - ウ 医療従事者全体の更なる専門性の発揮
- (6) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第1 1分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
 - イ 初等中等教育の充実
 - ウ 高等教育の充実
 - エ 社会教育の推進
 - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実
- (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
 - ア 生涯学習・能力開発の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実
- (3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1 2分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

- (1) 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
- (2) 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
 - ア 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等
 - イ 研究者等の実態把握
- (3) 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

第1 3分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- (3) メディア分野における女性の参画の拡大

第1 4分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
 - ア 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化

- イ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進
- ウ 地域ネットワークの構築の支援
- エ 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進
- (2) 地域の活動における男女共同参画の推進
 - ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
 - イ 地域活動への多様な人々の参画促進
 - ウ 地域ネットワークの構築の支援
 - エ 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進
 - ア 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等
 - イ 地域社会への男女共同参画の促進
- (4) 防災における男女共同参画の推進
 - ア 防災分野における女性の参画の拡大
 - イ 防災の現場における男女共同参画
 - ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等
- (5) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
 - ア 環境分野における女性の参画の拡大
 - イ 国際的な対応

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
 - ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - イ 未締結の条約等に関する検討
- (2) 男女共同参画の視点に立った国際貢献
 - ア 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進
 - イ 女性の平和への貢献
 - ウ 国際機関・研究機関等との連携・協力推進
- (3) 対外発信機能の強化
 - ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - イ 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信
 - ウ NGO等との連携・協力推進
 - エ 国際会議におけるイニシアティブの発揮

第3部 推進体制

1 国内本部機構の強化

- (1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化
 - ア 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
 - イ 男女共同参画会議の機能発揮
 - ウ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催

- エ 男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- オ 男女共同参画推進連携会議等を通じた連携強化
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
 - ア 行政職員の研修機会等の充実
 - イ 国際機関、諸外国の国内本部機構等との連携・協力の強化等
 - ウ 男女共同参画関連予算等の取りまとめ
- 2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化
 - (1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化
 - (2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化
 - (3) 苦情の処理等の対応の充実
- 3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
- 4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）
 - ア 地方公共団体との連携の強化
 - イ 地方公共団体への支援の推進
 - ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実
 - エ NPO、NGO、地縁団体との連携強化
 - オ 大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正)

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を

実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条

を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五

十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例（平成 15 年 10 月 9 日岐阜県条例第 49 号）

目次

前文

- 第 1 章 基本的な考え方など（第 1 条～第 8 条）
 - 第 2 章 男女共同参画を進めるために必要な施策（第 9 条～第 19 条）
 - 第 3 章 岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会（第 20 条～第 27 条）
 - 第 4 章 その他（第 28 条）
- 附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の上平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21 世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第 1 章 基本的な考え方など

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

（男女共同参画の意味）

第 2 条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治

的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識（「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。）から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

三 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

五 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること（「セクシュアル・ハラスメント」といいます。）を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為（「ドメスティック・バイオレンス」といいます。）などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手順をとります。

一 県民および事業者その他の団体（以下「県民など」といいます。）の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター（以下「サポーター」といいます。）として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

- 一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。
- 二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

- 一 その活動に役立つ情報を提供すること。
- 二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談（以下「苦情など」といいます。）を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

- 一 男女共同参画を進めるための施策に関すること
- 二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更

三 県民などからの苦情などに対する対応

四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

2 委員は、知事が任命します。

3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。

4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第23条 審議会に、会長および副会長を置きます。

2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めま

す。

第4章 その他

(委任)

第28条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行します。ただし、第9条第2項（第2号に係る部分に限ります。）、第18条第2項および第3章の規定は、平成16年4月1日から施行します。